

## 育児給付金が世帯の労働供給と子供の長期的アウトカムに与える影響

Rita Ginja, Jenny Jans, and Arizo Karimi (2020) "Parental Leave Benefits, Household Labor Supply, and Children's Long-Run Outcomes," *Journal of Labor Economics* 38, No. 1 (January 2020): 261-320.

大阪大学大学院博士後期課程 浅川 慎介

はじめに

昨今、日本では育児休業給付金の給付率を休業前賃金の最大80%にまで引き上げる案が浮上している<sup>1)</sup>。これは、「最初の半年間は休業前賃金の67%、その後子が1歳を迎えるまで原則50%」と定めている現行制度<sup>2)</sup>と比較すると、非常に大規模な拡充である。

これまでも、日本では幾度も育児給付金の拡充が繰り返されてきた<sup>3)</sup>。一方、現行の育児制度では前の子との出産間隔が短く、次の子の出産時点で受給資格を満たすことができない場合、前の子の受給期間満了と同時に育児給付金の受給資格を喪失してしまう<sup>4)</sup>。また、出産間隔が十分に長い場合でも、前の子を出産した後に短時間勤務やパートタイム勤務に切り替えることで賃金下がった場合、次の子の出産時の育児給付金の減額は免れない。このような出産後の金銭的不安は、親の出産前後の精神衛生を悪化させるだけでなく、第2子以降の出産を躊躇させる可能性さえある。

これに対して福祉国家スウェーデンでは、前の子の出産後の賃金低下によって、次の子の育児給付金が減ることを防ぐため「スピードプレミアム (SP) 制度」を実施している。これにより出生間隔が基準以下であれば、仮に次の子の出産直前の賃金が0の場合でも前の子の給付額がそのまま維持される。本稿で紹介する論文 Ginja, Jans, and Karimi (2020) は SP 制度が出産後の両親のアウトカム変数 (母親の勤労所得, 母親の可処分所得, 配偶者の勤労所得, 世帯全体の可処分所得) および子供のアウトカム変数 (乳幼児期の健康指標, 10歳・14歳時点の入院記録, 高校進学資格の有無, 高校入学前の標準化 GPA, 24歳時点での大学進学の有無) に与えた影響を検証した研究である。

### スウェーデンの育児休業制度

スウェーデンでは1974年以降、両親がともに育児

休業を取得できるようになった (両親休暇制度)<sup>5)</sup>。当初、育児給付金は出産前に最低240日の連続した雇用 (もしくは出産前24カ月のうち12カ月の雇用) がある場合、全ての育児期間において出産前賃金の90%、それ以外の世帯では定額給付とされていた。育児期間については、当初は父母あわせて6カ月とされていたが、途中数回の拡充を経て1980年には12カ月に延長された。その後、1989年に15カ月に延長されるまで育児期間には大きな変化はなかった。

一方、SP制度も両親休暇制度と同じ1974年に導入された。当初は12カ月 (最大15カ月) 以内に次の子を出産した場合、前の子の育児給付金の額がそのまま維持されるというものであった。その後、出産間隔の基準は1975年と1978年にそれぞれ13カ月 (最大16カ月) と16カ月 (最大18カ月) に拡充された。さらに、1980年には育児期間が延長されたことに伴い、出産間隔の基準が最大24カ月に延長された。1985年には育児期間に変化がなかったにもかかわらず、出産間隔の基準のみが最大30カ月にまで延長された。

そのため、Ginja, Jans, and Karimi (2020) では、SP制度のみが大きく変化した1980年～1989年の期間に着目し、育児給付金の給付額が大幅に増加した世帯と制度対象外の世帯を比較することで、SP制度が対象世帯のアウトカム変数に与える影響の推定を試みた。

### 推定手法と使用するデータ

一般に、出産間隔については親にある程度の選択の余地がある。このことは、SP制度の対象になるかについても同様に、親にある程度の選択 (自己選抜) の余地があることを意味する。この場合、単純にSP制度の対象世帯と非対象世帯のアウトカム変数を比較しても因果効果を正しく推定することはできない<sup>6)</sup>。

これに対して Ginja, Jans, and Karimi (2020) は、SP制度の対象か否かが、実際の出産日ではなく出産

予定日に基づいて決定されていたことに着目した。出産予定日は超音波検査や最終月経初日などをとに計算されるため、週単位の調整は実質的に不可能である。つまり、SP 制度の閾値である出産間隔 24 カ月（1985 年以降は 30 カ月）の近傍では、SP 制度の対象者がランダムに決定している可能性が高く、出産間隔の自己選抜の影響を十分に排除できると考えられる。

そのため、Ginja, Jans, and Karimi (2020) は推定手法として、閾値近傍の因果効果の識別が可能な回帰不連続デザイン (RDD) を用いた。これによって、ランダムに SP 制度の対象に割り当てられた世帯と SP 制度の対象から外れた世帯の間でアウトカム変数に差が生じるのかどうかを検証した<sup>7)</sup>。

データはスウェーデン政府による複数の縦断調査を突合することで作成した。そのうち、メインの分析では子が 2 人、かつ 1980 年～1989 年の間に SP 制度の対象となる第 2 子を出産した世帯を使用した<sup>8)</sup>。

### 推定結果と政策的含意

SP 制度の効果として、以下の 3 点が確認された。

1. 母親の出産後の勤労所得を減少させた。ただし、この効果は 2 番目の子供が 2 歳になる頃には消えた。
2. 全体では配偶者の勤労所得、世帯全体の可処分所得ともに変化は見られなかった。このことは、育児給付金の増額は母親の勤労所得の減少により相殺されたことを意味する。ただし、世帯収入が上位 1/3 の世帯では配偶者の勤労所得が増加したことで、世帯全体の可処分所得も増加したことが分かった。
3. 子供の高校入学前の GPA と 24 歳まで大学に通う頻度をともに上昇させた。ただし、この効果は第 1 子にのみ確認され、第 2 子については SP 制度の効果は確認されなかった。また、サブサンプル分析の結果、世帯収入については上位 1/3 の世帯で、子供の性別については男子のみで効果が確認された。

SP 制度は高収入世帯において、世帯収入の増加や子供の学力向上に大きく貢献した。一方、SP 制度は父母ともに利用できるにもかかわらず、高収入世帯では母親のみが SP 制度によって勤労所得を減少させた。また、出産の順番や子供の性別についても、先に生まれた子や男子のみに効果が確認された。この結果は SP 制度は親の就業や子の発育に影響を及ぼす一方で、その影響は父親と母親、世帯収入の多寡、そして

子供の性別の間で非対称であり、結果的に制度対象者間の格差を助長する可能性を示唆している。

世界では多くの国や地域が子の養育と親の職業生活の両立、そして育児中の精神衛生の向上を目的として育休制度を導入している<sup>9)</sup>。ただし、経済状況や文化的背景が異なるため、育休制度のどこに基準を設けるべきかは国や地域によって異なるはずである。また、今回紹介したスウェーデンの SP 制度のように、男女や世帯間で効果が非対称な制度を採用すべきかについても、今後さらなる議論が必要だろう。いずれにせよ Ginja, Jans, and Karimi (2020) で得られた知見が、今後、日本を含む各国の育休制度のあり方を考える上で重要な指針となることは間違いないであろう。

- 1) <https://www.nikkei.com/article/DGXMZ05443080Z00C20A2MM0000/>
- 2) 平成 22 年改正法以降、父母がともに育児休業を取得する場合、育休の取得可能期間が従前の 1 年から子が 1 歳 2 カ月に達するまでに延長された。また、平成 29 年の法改正以降は、保育所に入れない等の場合に再度申出することによって、育休期間を「最長 2 歳まで」延長できるようになった。
- 3) [https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kokusentoc\\_wg/h31\\_r1/shouchou/20190926\\_shiryous\\_2\\_1.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kokusentoc_wg/h31_r1/shouchou/20190926_shiryous_2_1.pdf)
- 4) <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000158500.html>
- 5) スウェーデンにおける育児休業制度の変遷は以下に挙げる記事が特に詳しい。(https://www.jil.go.jp/foreign/labor\_system/2018/12/sweden.html)
- 6) 仮に、SP 制度の対象世帯には期間内に次の子を出産可能な環境を整備できた親が集まり、SP 制度の非対象世帯には出産間隔が広がったとしても早期の職場復帰を望む親が集まっていたとする。この場合、両者間でアウトカム変数が異なっていたとしても、それが SP 制度によるものか、アウトカム変数に影響するような観察不可能な特性（就業や子の教育にける意欲など）によるものかを区別することができない。
- 7) SP 制度の対象世帯を決める出産予定日については、回答率が約 70%（超音波検査：20%，最終月経初日：50%）に留まることから、分析には出産予定日と高い相関が確認された実際の出産間隔の週次情報を使用した。
- 8) 頑健性テストとして子が 3 人、かつ 3 人目の出産についても推定を行い、同様の結果を得ている。
- 9) Koslowski, A., Blum, S., Dobrotić, I., Macht, A. and Moss, P. (2019) *International Review of Leave Policies and Research* 2019. Available at: <https://www.leavenetwork.org/annual-review-reports/>

あさかわ・しんすけ 大阪大学大学院経済学研究科博士後期課程。最近の主な論文に“Can Child Benefits Encourage Parents’ Attitudes toward a Childrearing Environment in Japan? Effects of the Expansions of the Child Benefit Policy,” *Osaka University Discussion Papers In Economics And Business*, 19-04-Rev.2, 2020 年。労働経済学・教育経済学・計量経済学専攻。